

テーマ型 民間提案 募集案件シート

募集するテーマ (取組名)	児童生徒に対する防災教育の充実と地域の防災意識の向上を目的とした事業実施者の募集																		
提案募集の概要 (何を募集するか)	学校における防災教育で活用できる教材等を作成し、防災教育の充実を図るとともに、教員がスムーズに授業を展開できるよう、授業準備の省力化などのサポートを行います。また、その成果を家庭に持ち帰り、家庭や地域を通じた自助・共助の意識の醸成、地域の防災意識の向上につながる取組を行います。																		
提案を募集する課題認識 (なぜ募集するか)	児童生徒が防災について知識を深めるとともに、地域防災の担い手として、いざというときに行動できるよう、防災教育のさらなる充実が求められています。また、近年の気候変動の激甚化による災害に対応するため、教材等を最新の情報へ更新することも課題になっています。一方で、教職員の働き方・仕事の進め方改革の観点から、業務の負担軽減にもつながるよう、効果的な手法を検討し、実行していくことも重要です。さらに、自助・共助の理念に基づいた対策を推進し、地域防災力の向上を図ることも必要だと認識しています。																		
本市が求める提案・提案例 (課題解決のイメージ)	・小学生または中学生、もしくはその両方を対象とした取組 ・具体的な取組内容の例 学校の防災教育の授業で活用する教材等を作成し、学校へ配布する。 生徒が教材等を家庭に持ち帰り、家庭を通じてや地域の防災意識を向上させる。 ・その他 業務の負担軽減につながる工夫																		
本市が提供できる リソース・メリット	・教材等の作成への協力、川崎市立学校での防災学習の現状について情報共有 ・関係各局からの情報提供、連携																		
募集方法	連携事業者の募集 選考あり（提案内容を審査し、業務の遂行に最も適した団体を選定する）																		
提案採用者への インセンティブ	提案が採用された場合、提案事業者と連携事業の実施																		
予算措置の状況	予算措置なし																		
提案募集に関する スケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提案募集期間</td> <td>令和8年2月19日～3月12日</td> </tr> <tr> <td>質問受付期間</td> <td>令和8年2月19日～2月27日</td> </tr> <tr> <td>質問回答</td> <td>令和8年3月5日</td> </tr> <tr> <td>提案募集期限</td> <td>令和8年3月12日</td> </tr> <tr> <td>提案の審査（プレゼンテーション）</td> <td>令和8年3月19日</td> </tr> <tr> <td>審査結果の通知</td> <td>令和8年3月下旬</td> </tr> <tr> <td>提案の実施</td> <td>令和8年4月以降</td> </tr> </tbody> </table>			内容	期間等	提案募集期間	令和8年2月19日～3月12日	質問受付期間	令和8年2月19日～2月27日	質問回答	令和8年3月5日	提案募集期限	令和8年3月12日	提案の審査（プレゼンテーション）	令和8年3月19日	審査結果の通知	令和8年3月下旬	提案の実施	令和8年4月以降
内容	期間等																		
提案募集期間	令和8年2月19日～3月12日																		
質問受付期間	令和8年2月19日～2月27日																		
質問回答	令和8年3月5日																		
提案募集期限	令和8年3月12日																		
提案の審査（プレゼンテーション）	令和8年3月19日																		
審査結果の通知	令和8年3月下旬																		
提案の実施	令和8年4月以降																		
提案方法(様式等)	川崎市民間提案制度 提案書 ひな形を御活用ください。 ※ 上記、提案書に記載の項目を満たしていれば、任意の企画書・提案書によることも可能です。																		
提案にあたっての留意事項	提案を頂いた後、実施の可否及び適正について審査を行います。必要に応じて審査前に提案内容について確認の連絡をさせていただく事がございますので、御対応願います。																		
提案申込先	● 提案資料を次のフォームから提出してください。 https://logoform.jp/form/FUQz/1434819 ● 質問提出先 質問があれば、次のフォームから提出してください。 https://logoform.jp/form/FUQz/1434845																		
お問い合わせ先	所属	川崎市教育委員会事務局総務部庶務課	担当	平岡 亮															
	mail	88syomu@city.kawasaki.jp																	
	TEL	044-200-3261																	

川崎市民間提案制度における提案にあたっての全体的な留意事項

1 全体に関する事項

提案にあたっては、本留意事項の内容について、了承したものとさせていただきます。また、本留意事項の他に、個別の提案募集案件に応じて内容が追加される場合がありますので、各募集案件の留意事項等を御確認ください。

2 提案を提出できる主体

個人からの提案・計画は対象外であり、提出する事業内容の遂行が可能な団体からの提案を受け付けます。また、提案者（提案に関係する者を含む）及び提案内容が、次に該当する場合は、提案を受け付けません。また、協議・調整・実施のなかで、次に該当する事実が判明した場合には、実施の可否の検討又は連携を中止するものとします。

- ・ 法令や公序良俗に反する場合
- ・ 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど行政の中立性を損なうおそれがあると判断される場合
- ・ 提案・計画内容の把握等に関し、提案者等の協力が得られない場合
- ・ 提案に基づく取組の概要や本市の負担（本市の負担が無い場合も含む）について、一切明らかに出来ない場合
- ・ 本市の施策や条例・規則等に反する場合や、公共性・公平性に問題がある場合、その他連携を図ることが適当でないと判断される場合
- ・ 事業の実施に関し、関係法令に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合
- ・ その他、提案者が以下の事項に該当するなど、事業実施者として相応しくないと判断される場合

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- 提案書提出時点で、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けている者
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の更生・再生手続き中の者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第 7 条に該当する者
- 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者
- 国税及び地方税を滞納している者

3 提案にあたっての要件

提案にあたっては、本市のねらう目的や効果を満たしている提案をいただく必要があります。テーマ型民間提案等の具体的な要件が設定されている場合のほか、基本的事項については以下のとおりです。

要件①（対象要件）	質の高い行政サービスの提供、社会的課題・地域課題の解決、歳入の削減、歳入の増加、事務の改善・効率化、豊かな市民生活の実現、将来に向けての価値創造等、 本市が抱える課題の解決に資する提案 であること
要件②（財政要件）	本市に新たな財政負担が生じないこと （ただし、 提案内容が本市に財政的効果をもたらす場合 （一時的な財政支出以上の歳入の削減、歳入の増加）等において、 本市の財政支出を伴う提案を排除するものではありません ）
要件③（公益要件）	提案者及び提案内容が、 公平性・公益性等の観点から妥当であること

4 提案の取扱い

- （1）提案は、提案者から本市への提案実現に向けた申し込みとして扱うものではなく、提案内容や協議・調整の結果によっては、提案の実現ができない場合があります。
- （2）提案及びその協議・調整にかかる費用は、提案者において御負担ください。
- （3）提案の取扱いについては、以下の 5 つの対応のうち、いずれかの判断を行います。なお、テーマ型の提案募集において、参考となる提案を募集する場合の「採用」の取扱いについては、「趣旨採用」の取扱いに準じます。

①提案採用	提案のとおり実施
②条件付採用	提案の変更や条件を提示して、協議が整った場合に実施
③趣旨採用	提案の趣旨を採用し、事業者は別途公募（提案者の了承が得られた場合に限り）
④継続協議	提案の課題等について引き続き協議を実施（協議が整う又は不調になった段階で改めて判断）
⑤不採用	提案の未実施

- （4）協議の結果、提案の規模や法令の制約上、あらためて提案に関して公募等の手続が必要になる場合がありますが、その場合、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報についての取扱いや提案募集の案件によっては、選考時に提案者に対してインセンティブ付与を検討しますので、詳細は別途協議をさせていただきます。

5 提案の公表等

- （1）提案は、川崎市のホームページに、以下の内容について公表場合があります。
①提案時：提案タイトルの公表 ②提案の実現後：提案者、提案概要等
- （2）提案実現後は、本市の広報等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表場合があります。
- （3）提案の内容等については、事業を実施する際の公表を除き原則公表しません。ただし、提案（内容及び企画書等の資料など）は、実現に向けた調整を行うに当たって必要な範囲で、本市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に、情報の公開・提供を行うことがあります。
- （4）提案の提出から事業の実施までの過程のなかで、本市から提供のあった情報については、その秘密を保持の上、本市からの承諾があった場合を除き、第三者への提供はできません。
- （5）職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、川崎市情報公開条例に基づき情報公開の対象となっていることから、公開の求めがあった場合、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報以外は、公開の対象となる場合があります。